

住宅団地下水処理場区域内にお住いの皆様へ

下水処理場の使用についてのお願い

焼津市下水道課

あなたがお住まいの地区は、汚水（し尿・生活雑排水）を住宅団地の下水処理場で処理していますので、下水に汚水を流す人は使用料（お金）がかかります。

★下水処理施設使用料の料金（お金）

2か月に1度、水道と下水道のお金をいっしょに支払います。

すみれ台住宅団地とつつじ平住宅団地の地区にお住まいの方は偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払います。

坂本住宅団地下水処理場の地区にお住まいの方は奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に支払います。

◎支払い方法

次の①から③のどれかの方法で払ってください。

①銀行口座からの引き落とし

申し込み方法は「焼津市水道料金事務センター」（☎054-656-0055）に聞いてください。

②銀行の窓口かコンビニで支払う

「納入通知書」というはがきがあなたの家に届きます。そのはがきを、銀行の窓口かコンビニに持って行って払います。

③電子マネー「Pay Pay」等で支払う

「納入通知書」というはがきがあなたの家に届きます。そのはがきをめくると、中にバーコードが書いてあります。そのバーコードをアプリで読み取り、電子マネーにより払います。

※クレジットカードでの支払いはできません。

◎引っ越しする時

引っ越しで水道や下水道を使用しなくなる時は、引っ越しの3～4日前までに「焼津市水道料金事務センター」（054-656-0055）に連絡してください。使用している期間の料金を計算して請求します。

◎下水処理施設使用料金の計算方法

下水道に流した水（水道使用量）が1か月10m³以下だった場合は、1か月1,110円（基本使用料）です。

（水量が0m³でも基本使用料1,110円はかかります。）

10m³を超えた場合は、10m³を超えた分の1m³につき111円加算されます。

※水道のお金と下水道のお金は2か月に1回支払うことになっているので、1回に支払う金額は2か月分の金額です。例えば2か月で45m³使用した場合の請求金額は、

(HP 用)

基本使用料 (1,110 円×2 か月) + (111 円× (45 m³ - 20 m³)) = 4,995 円

請求の時に 10 円未満は切り捨てるため、下水道の請求金額は 4,990 円になります。

この 4,990 円に、2 か月分の水道代を足した金額が、あなたが支払わなければいけない金額です。

間違った使い方をすると、施設の故障や機能低下につながりますので、快適な生活環境の為に正しく使用しましょう。



ごみで中継ポンプが詰りました
(すみれ台住宅団地 R6.2)



大雨の時の処理場に流れてきたごみ
(すみれ台住宅団地 R6.8)

★使用上の注意点

- ・野菜くず、生ごみは、つまりの原因となりますので排水口に流さないでください。水分をよく切って燃やせるごみとして出してください。
- ・てんぷら油、ラードなどの油類は冷えて固まり、つまりの原因となります。排水口などに流さないでください。
- ・排水口に髪の毛を流してしまうと、排水管の中で絡まりつまる原因となりますので、お風呂や排水口は定期的に清掃しましょう。
- ・トイレには、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。ティッシュペーパー、衛生用品、マスク、たばこの吸い殻、ガムなどを流すと詰りの原因となります。
- ・ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物は、危険ですので、トイレや排水口などに絶対に流さないでください。

★問い合わせ先

【使用料金について・引っ越しの連絡】

焼津市水道料金事務センター

054-656-0055

【その他下水道について】

焼津市下水道課

054-624-8300